

第5回適時調査

非保証業務に対する 監査役等による事前の了解



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として

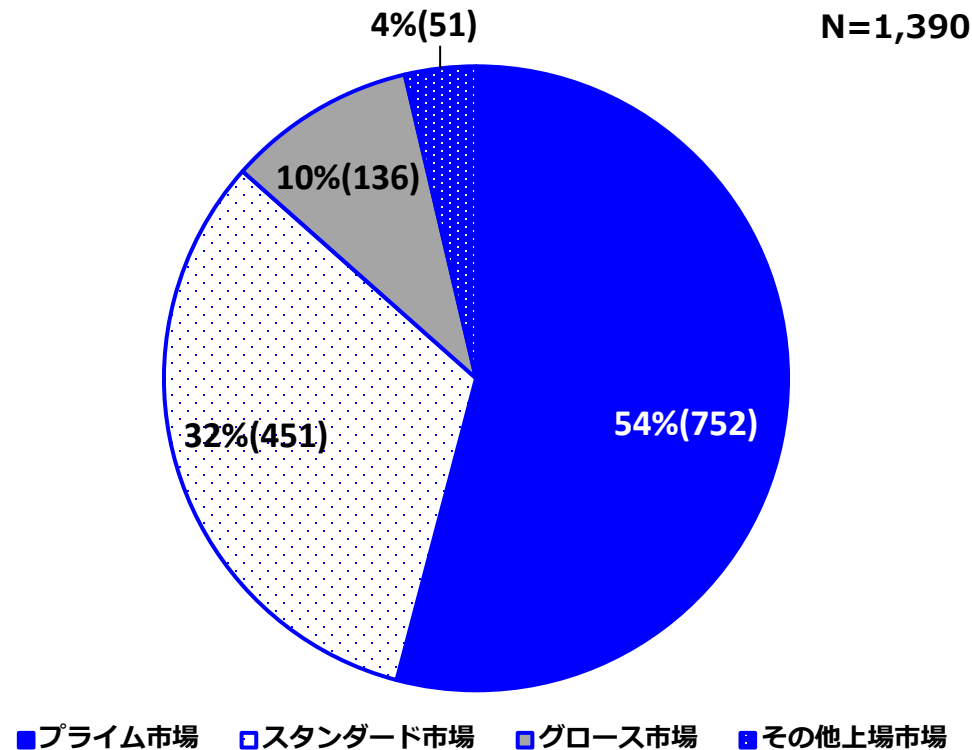
日本監査役協会



適時調査の概要

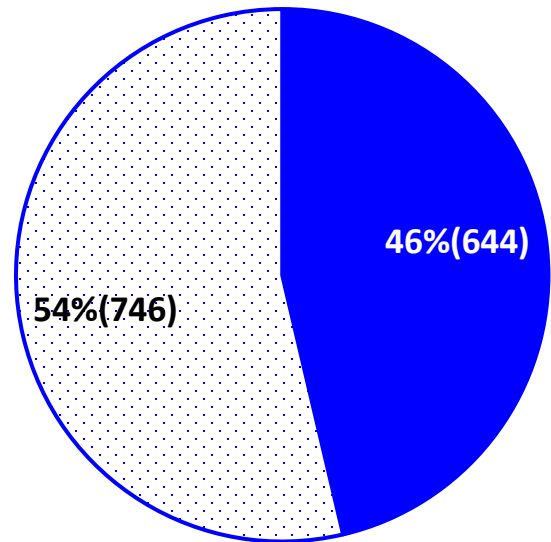
- 1 調査対象：当協会にE-mailアドレスが登録されている上場会社の監査役等から、1社につき1回答の回答依頼をすることとし、3,193社を抽出した。回答社数は1,390社、有効回答率は約43.5%となった。
- 2 調査期間：2024年7月25日（木）から8月8日（木）までとした。

市場区分



業種区分

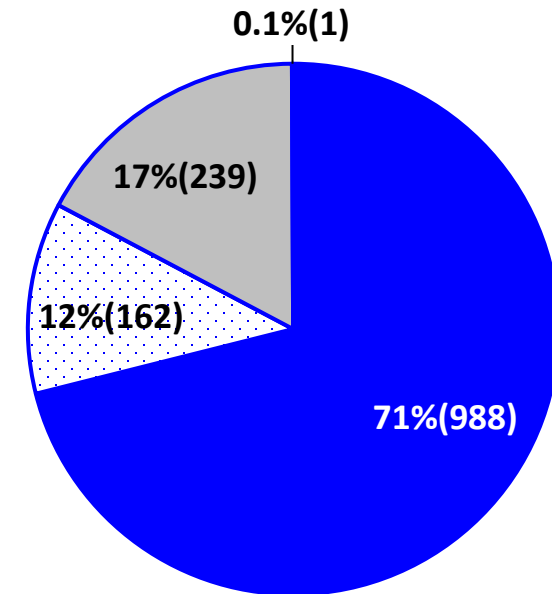
N=1,390



■ 製造業 □ 非製造業

監査業務を依頼している監査法人

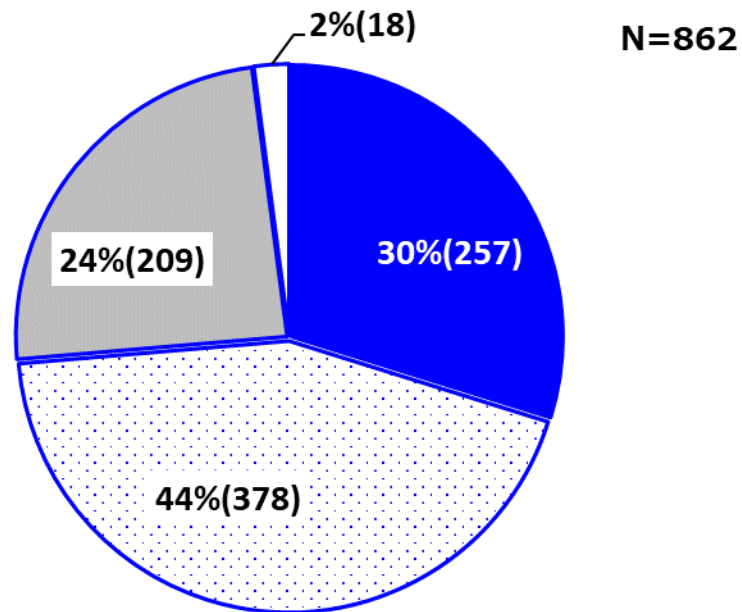
N=1,390



■ 4大監査法人 (あずさ、PwC Japan、新日本、トーマツ)
□ 準大手監査法人 (仰星、三優、太陽、東陽)
■ その他の監査法人
■ 個人の公認会計士

事前了解の方法

Q4.直近の事業年度における非保証業務の事前の了解について、包括的に了解しましたか。個別に了解しましたか。（Q&A 17頁「3-7」参照）



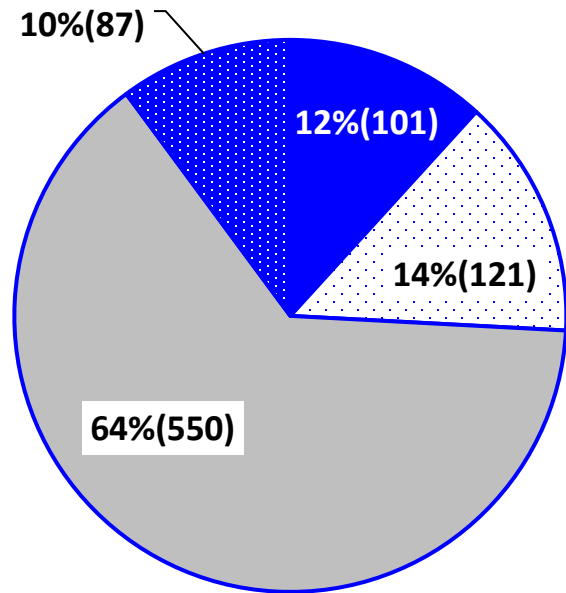
- 全て包括的な了解をした
- ▣ 包括的な了解と個別了解を組み合わせて対応した
- ▣ 全て個別了解をした
- ▣ その他

「包括的な了解と個別了解を組み合わせている」が44%

※「対象となる非保証業務はなかった」と回答した528社を除いた集計結果。

事前了解の回答

Q5. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。) 貴社では、非保証業務に関する事前の了解について、口頭によって回答しましたか。文書によって回答しましたか。(Q&A 16頁「3-5」参照)



- 口頭による回答をした
- 口頭による回答をして記録に残した
- ▣ 文書による回答をした
- その他

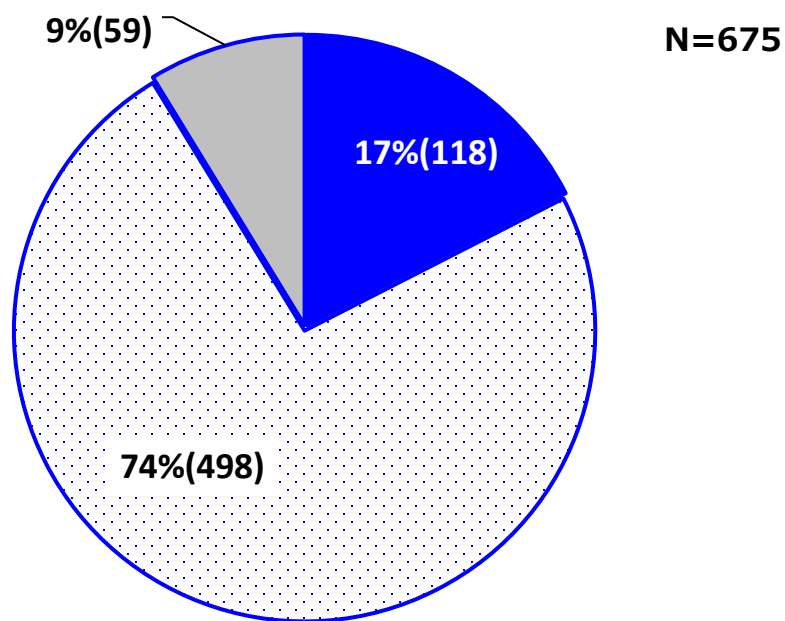
「文書による回答」が64%

他方、「口頭による回答」が12%となった

「その他」の内訳の多くは「メールによる回答」

包括的な事前了解の決定

Q6. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。)
非保証業務に関する包括的な事前の了解の決定は誰がしましたか。
(Q&A 19頁「3-10」参照)

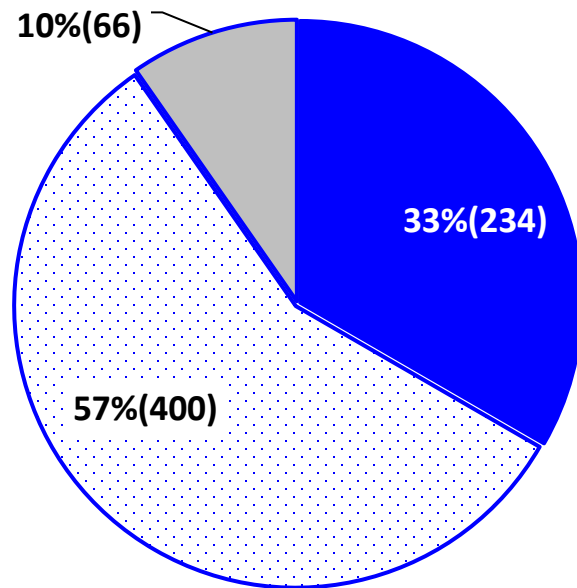


- 常勤監査役等の特定の監査役等が決定した
- 監査役会として決定した
- その他

「監査役会として
決定した」が74%

個別の事前了解の決定

Q7. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。)
非保証業務に関する個別の事前の了解の決定は誰がしましたか。
(Q&A 19頁「3-10」参照)



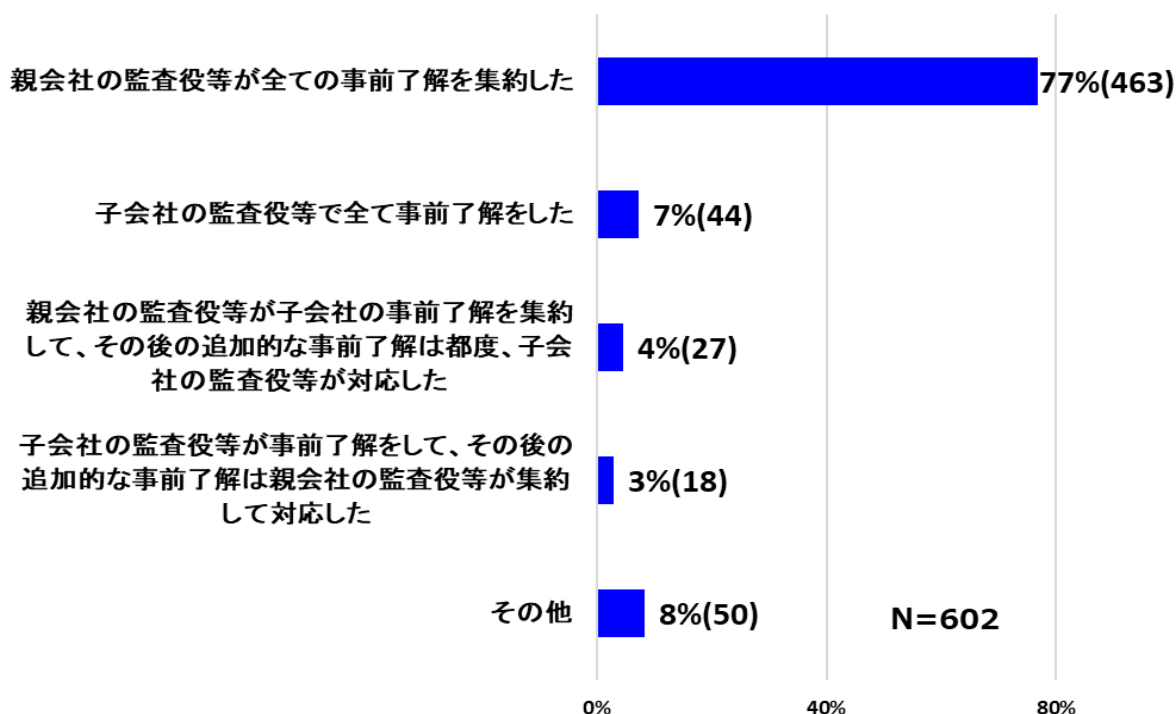
- 常勤監査役等の特定の監査役等が決定した
- 監査役会として決定した
- その他

「監査役会として決定した」が57%
(Q6では74%)

「特定の監査役等が決定した」が33%
(Q6では17%)

子会社の事前了解

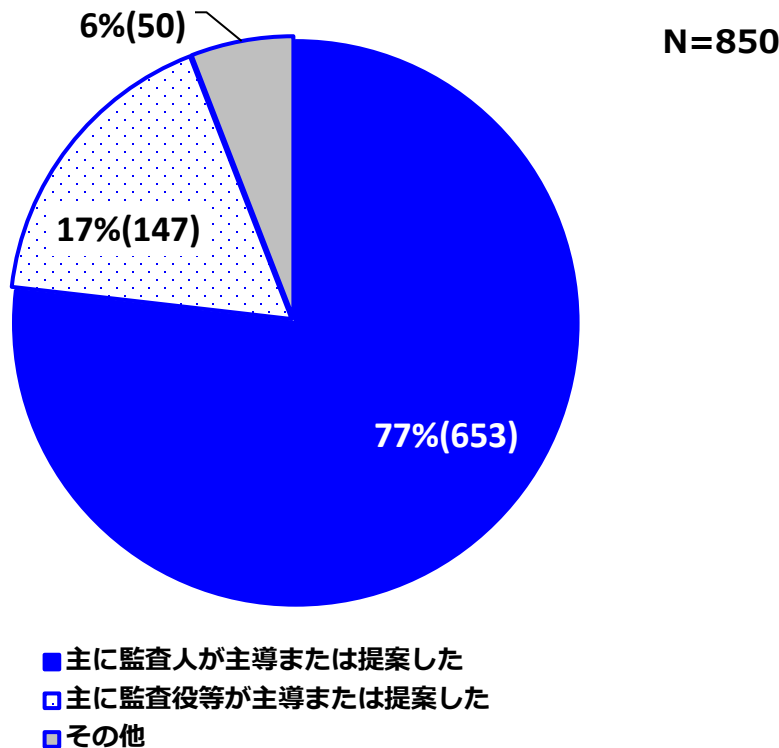
Q8. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。)
子会社がある場合、誰が子会社の事前の了解をしましたか。
(Q&A 21~22頁「3-11、3-12」参照)



「親会社の監査役等が全ての事前了解を集約した」が77%

事前了解の主導者・提案者

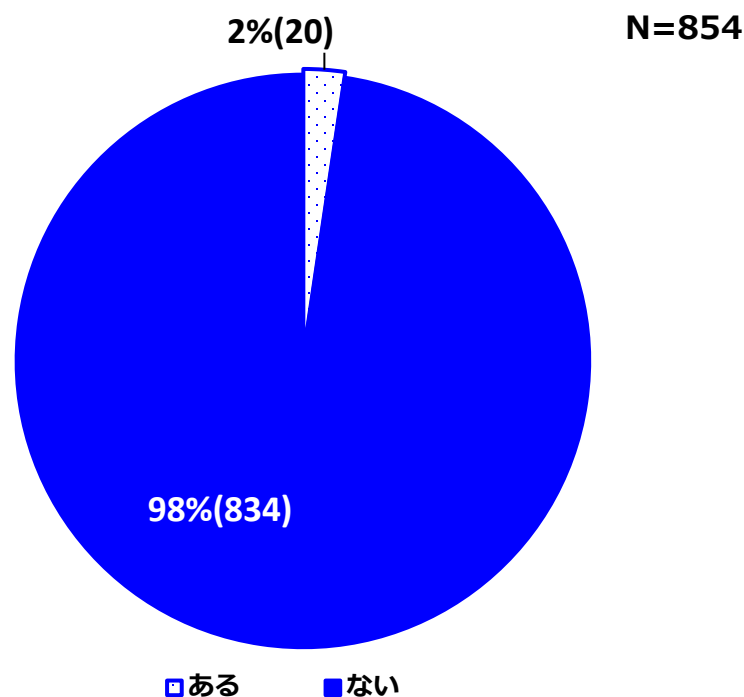
Q9. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。) 事前了解に際しては、制度の趣旨を踏まえつつ監査役等と監査人の間でプロセスを事前に構築することが求められています(Q&A 16頁「3-4」参照)。事前了解のプロセス構築にあたり、これを主導または提案したのは主に監査人ですか。監査役等ですか。



「主に監査人が主導または提案した」が77%

事前了解に至らなかったケース

Q10. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。)
了解を求められた非保証業務のうち、了解に至らなかったケースはありましたか。



了解に至らなかったケースが2%あり、会計監査人監査の相当性判断の要素の一つとして機能していることがうかがえる

事前了解に至らなかった事案や理由

Q11. (設問4で「対象となる非保証業務はなかった」以外を選んだ方にお尋ねします。) 設問10にて、「ある」を選択した場合、差し支えない範囲で事案や理由についてご記入ください。

税務申告書作成業務

買収に関わるデューデリに関連する事項等。

当社グループの事業売却検討時のアドバイザー業務

CSRDに関するコンサル関係業務

内部統制に関わるコンサル/プロジェクトであったため

その時点で、実際に当該業務が行われていない、あるいは予定がないものについては、包括的な事前了解に含めなかった。

より厳密に独立性を保証する考えから、会計監査人との見解が一部異なる案件があった。

監査人からの提案事案が不明瞭な部分があり、個別了解するうえでの判断が出来なかったため。

監査役会の方針に合わない申請

既契約済のものを除き、今後原則として会計監査人及びそのネットワーク会社を非保証業務には起用しない方針に基づき、会計監査人からの要請を断った。

新規の案件は原則として拒否。継続している案件でも、他のコンサル会社への転注を促している。

業務期間に関する認識の相違

今後展開を計画中の海外地域に関する現地調査業務等(理由)費用感や調査内容等を総合的に勘案し、他社検討(比較)を促した。

金額レベル(独立性の判断指標として)

会計監査人の監査業務・保証業務への影響、報酬金額の多寡等を勘案した。

業務内容に関与し過ぎるくらいがあった案件につき非常勤監査等委員(公認会計士)の意見及び社内担当事業部門から実態を聴取し、当初案を撤回・改善いただいた。

包括同意を求められたが 現状、該当する業務範囲が狭くリスクがあると認識したので現状の該当する業務範囲に限定して同意した

不適切な業務に至る可能性があったため。